

仕 様 書

派遣受入 事業所	名称	福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所		
	所在地	福島県双葉郡楡葉町大字北田字中満 289 番-1		
組 織 単 位	(名称) (組織の長の職名)	ふたば復興 診療所	所長	就業場所 (名称) (電話番号) ふたば復興診療所 0240-23-6500
	指揮命令者	(部署名) ふたば復興診療所	(役職) 次長	(氏名) 遊佐 昌志
業 務 内 容	詳細は別記 1-1 「医事業務仕様書」のとおり			
業 務 に 伴 う 責 任 の 程 度	役職名	なし	部下なし	
	責任の程度	責任の程度 付与される制限なし、緊急トラブル・クレーム対応なし		
派 遣 の 人 数	① 3名 ② 1名			
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別			限定しない	
就 業 日	① 月～金曜日のうち診療日 ※詳細は別紙「勤務予定表」による ② 月末末日、7日、15日 (レセプト点検・査定分析) ※①・②の詳細は別紙「勤務予定表」による 甲又は乙が都合により就業日の変更を希望する場合は、速やかに甲又は乙に申し出、協議するものとする。変更後の就業日は当日の3日前までに乙が派遣労働者に通知するものとする。			
休 日	① 土・日曜日・祝祭日、12月29～31日及び1月1～3日、②就業日以外 ※①・②の詳細は別紙「勤務予定表」による			
就 業 時 間	①	8:30 ~ 17:00	休憩	有・無 60分 (12:00 ~ 13:00)
	②	9:00 ~ 17:00	休憩	有・無 60分 (12:00 ~ 13:00)
時 間 外 労 働	有 (有の場合→1日6時間、月45時間、年360時間を限度とする)			
休 日 労 働	無 (有の場合→法定休日のうち月1日を限度とする)			
安全及び衛生	採光・空調に留意し、快適な作業環境とすること。 感染症予防対策として、甲は派遣労働者に対し、必要に応じ手袋・エプロンの着用及び消毒薬の使用を指示する。その際使用する消耗品等は甲が準備することとする。 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課せられた各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を準用する。			
派遣労働者が 利用できる施設等	給食施設 (食堂) : なし		休憩室 : 利用可	更衣室 : 利用可
	更衣室・ロッカー貸与、職員駐車場 (無償)、感染防止院内研修、診療報酬改定研修			
	乙は派遣労働者に対し、段階的且つ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得できるよう教育訓練を実施し、甲は同種の業務に従事する甲の職員と同等の知識を習得できるよう必要な措置を講ずる。			
派 遣 先 責 任 者	(役職) 所長	(氏名) 宮川 明美	(TEL) 0240-23-6500	
派 遣 元 責 任 者	(役職)	(氏名)	(TEL)	
苦情の申出 を 受ける者	(派遣先)	(部署名) 所長	(役職) 宮川 明美	(氏名) 0240-23-6500 (TEL)
	(派遣元)	(部署名)	(役職)	(氏名) (TEL)